

— 遺言・相続のご相談 —

現在の日本は、高齢社会からすでに、超高齢社会に突入しています。そして、今後もこの高齢者の割合が増加する傾向は続き、個人資産市場で年間 50 兆円以上の相続資産といわれる資産の移動が起こる「大相続時代」が日本に訪れようとしています。

相続では、法律や税金などの手続き上の専門知識が必要なだけでなく、遺された方たちに争いが起きないように考えなければなりません。

被相続人である本人も、将来そのようなトラブルが発生するのではと、わかっていながらもついつい億劫になって、準備を怠ってしまっているのが現状ではないでしょうか。

しかし、すべての人に、最期の時は訪れます。

そして、現実には多くの相続人が多大な苦勞をしています。大切なご家族が、あなたがなくなってしまった悲しみの心を癒す間もなく、相続による苦しみにさらされてしまうのです。このような問題を回避するためにもしっかりと「遺言」が必要になります。

「遺言」があれば、大切なご家族へのご負担を、かなり和らげることができるでしょう。この遺言をスムーズに行えるという利点を生かして、最近、脚光を浴び始めているのが「遺言信託」です。

「遺言信託」とは、内閣総理大臣から「信託業務」の認可を受けた金融機関が遺言執行人となり、遺言書の作成・保管・執行から、遺言の相談までの相続に関するあらゆるサポートを行うものです。もちろん、信託している弁護士に依頼する方法もありますが、数十年先まで見据えた場合には、法人である金融機関に「遺言信託」することで、世代を超えた安心感を得られるのも注目される理由のひとつです。

遺すのは、資産だけではありません。

「遺言」によって、あなたの家族への思いやりも遺してあげてください。

遺言信託をお考えになられる方とは、

- 事業や代々の財産の承継をお考えの方
- 複数の財産を所有している方
- 親族同士での相続トラブルがご心配な方
- 法定相続分と異なる配分をお考えの方
- 相続人の財産管理能力がご心配な方 ……など。

当社では、安心して「遺言信託」を任せられる金融機関をご紹介します。

詳しくは、担当者までお気軽にお問い合わせください。